

「霧島市男女共同参画審議会」の概要及び同審議会の運営について

1 霧島市男女共同参画審議会の概要

① 霧島市男女共同参画審議会の主な役割

ア 「霧島市男女共同参画計画」を策定又は変更するときに、意見を述べること

条例第 11 条

市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定又は変更するに当たっては、霧島市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるものとする。

イ 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、必要に応じて意見を述べること。

条例第 21 条

第11条第2項に規定する事項を行うほか、市長の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、霧島市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べ、又は提言することができる。

ウ 基本計画の進捗状況に対して意見を述べること

○計画の推進にあたっては、本計画の施策・事業の進捗状況を把握するために毎年度、進捗状況調査を実施し、「霧島市男女共同参画審議会」へ報告し提言を求め、進行管理を行います。

○条例第 15 条

市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を検証し、その結果を公表するものとする。

② 委嘱期間

令和8年8月6日～令和10年8月5日（2年間）

③ 会議の開催回数

年2回程度（平日の昼間に開催）

令和8年度 第1回 8月6日木曜日（本日） 議題は会次第のとおり

第2回 11月下旬予定

④ 議事及び定足数（条例第 25 条）

- ・ 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。
- ・ 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 審議会の運営に関する必要な事項について（条例第 27 条関係）

■会議録の作成及び公開について

- ・ 会議録は会議の要点記録とし、原則として、発言者の氏名を記載しない。
- ・ 会議録は、原則として、市ホームページにて公開するものとする。

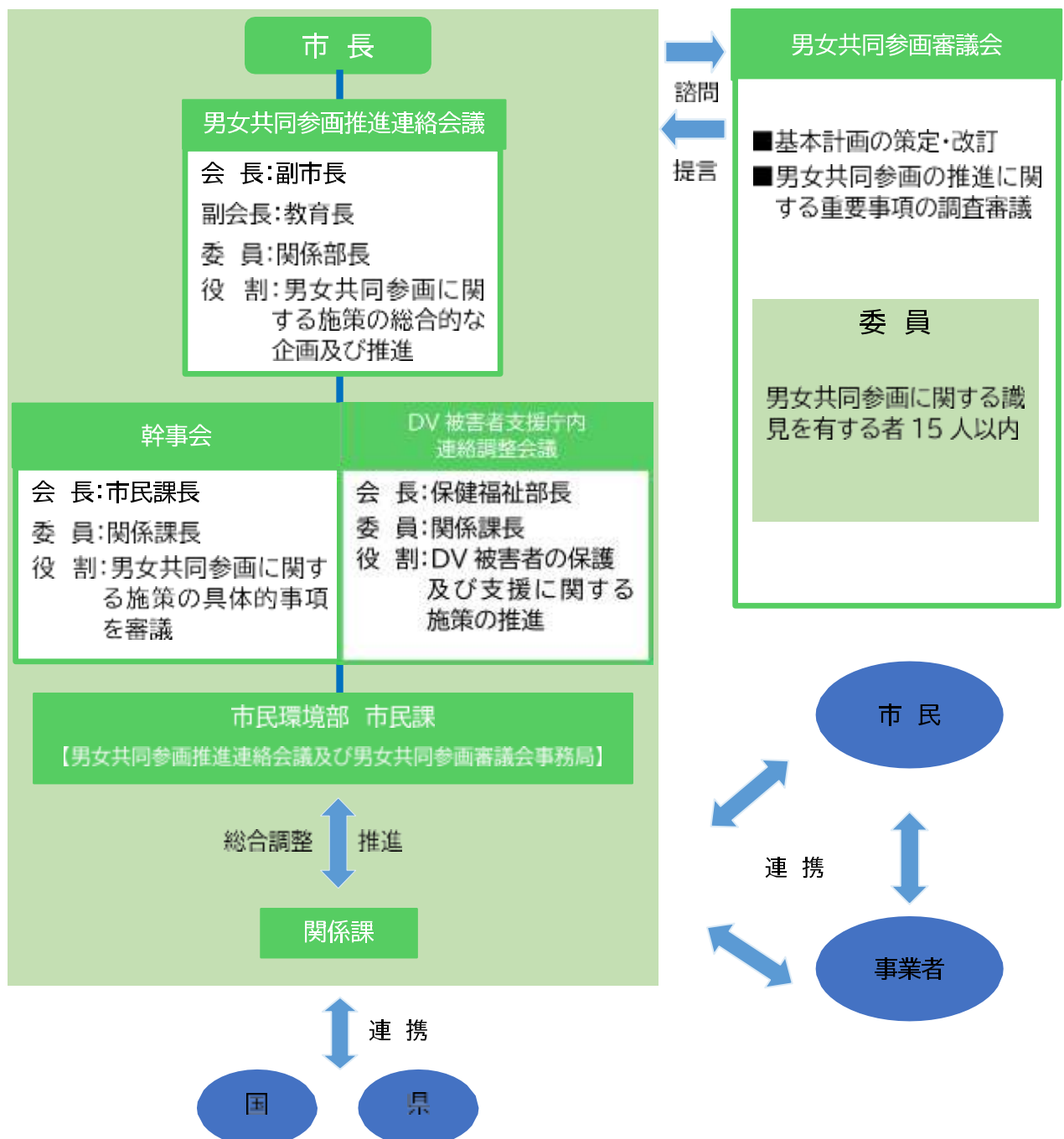
■会議の傍聴について

会議の傍聴希望があった場合には、会長が会議に諮って傍聴の可否を決定する。

男女共同参画の推進に向けた推進体制

霧島市男女共同参画推進条例(H24.4.1 施行)

第3次霧島市男女共同参画計画
(霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画)
(霧島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画)



策定年度 男女共同参画審議会スケジュール

	審議会	連絡会議
7月		第1回連絡会議 ・第3次計画の中間報告 ・第4次計画素案の調整
8月	第1回審議会 ・第3次計画の中間報告 ・第4次計画素案の審議	第2回連絡会議 ・第1回審議会結果を反映した草案の調整
9月		
10月	第2回審議会 ・第4次計画草案の審議	
11月		第3回連絡会議 ・第2回審議会結果を反映した草案再調整
12月		第4回連絡会議 ・第3回連絡会議結果を反映した原案の調整
		パブリックコメント実施（12月中から1カ月）
1月	第3回審議会 ・諮問 ・第4次計画原案の審議	
2月	第4回審議会 ・第4次計画案最終審議 → 答申	第5回連絡会議 ・3、4回審議会およびパブリックコメントを反映させた最終案の調整
3月		策定